

子ども・子育て関連3法の具体化について

菅野 恭子



〔質問〕「社会保障と税の一体改革」の重要な柱の一つとして、認定子ども園法の一部改正、子ども・子育て支援法、関係整備法、いわゆる子ども・子育て関連3法が2012年8月10日成立した。これにより消費税率10%施行に伴い幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、国の財政支援が強化される事になる。各自自治体は実施にあたり、地域の子どもや子育てに関するニーズを把握し事業計画の作成が必要であり、関連法では自治体に「地方版子ども・子育て会議」の設置を努力義務として定めているが、本市においても2015年施行へ向

け、市民の声をできるかぎり、反映させるために、当会議を早期に設置すべきと考えるが、本市は関連3法の具体化をどう検討推進していくのか。

〔答弁〕【市長】国の基本方針を踏まえ平成25年度以降の具体的な計画や予算措置について検討しているが、今後、国の動向を注視しながら柔軟に対応したい。

〔質問〕関連3法は、小規模な保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援も行っていく認識で良いか。

〔答弁〕【市長】関連3法の基本からそのような認識である。

〔質問〕関連3法の施行により、放課後児童クラブの新設及び市運営が行いやすい環境に

なるのではないか。

〔答弁〕【市長】現在、公設で行う考えはない。

【レアメタルなどの回収、リサイクルの取り組みについて】

〔質問〕携帯電話、デジタルカメラ等の使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタル等の回収を進める小型家電リサイクル法（使用済み小型電子機器等再資源化促進法）が2013年4月から施行になる。本法の目的は①資源確保②有害物質管理③廃棄物減量化である。

我が国ではレアメタル、貴金属等の多くを輸入に依存し、小型家電は使用後は大半が埋め立て処分となっている。同法により自治体

がリサイクル推進可能となった。

本市でも実施すべきでないか。

〔答弁〕【市長】今後、情報収集し対応したい。

放射能汚染対策について

制野 敬一



〔質問〕現在、公共施設など、継続的な測定と除染作業を実施しているが、未だ、市民は、放射能汚染に対し、不安を感じている。

今後、公共施設以外の生活空間の線量測定を実施し、住民の不安解消に努めるべきと考えるが見解を伺いたい。

また、焼却灰の処理についてもまだ進んでいない。

今後どのように対処していくのか伺いたい。

〔答弁〕【市長】今、公園なども含め、60カ所で空間線量を測定している。また、文部科学省と連携し、平成24年は3月、9月、12月の3回、主な市道を走行し測定を行っている。

除染作業については、年間被ばく量1ミリシーベルト以下を目指し、白石市除染実施計画に基づき子ども関連施設から除染を行い、平成24年中に終了する見込みである。

今後は、線量の高い公園から除染する予定である。

〔有害鳥獣被害対策について〕

〔質問〕近年、特にイノシシの被害が多発し、生産農家は、この対策に苦慮している。

市でも電気柵などの助成は行っているが、被害は収まっていない。

実情を把握し、更なる対策が必要と思われるがその方策について伺いたい。

〔答弁〕【市長】対策については、有害駆除申請や個体の絶対数の調整から年間を通して捕獲している。その他に威嚇花火や電気柵の設置補助金の交付により対応している。

平成25年以降に地域ぐるみの被害防止活動、進入防止柵などの整備で鳥獣被害防止対策を総合的に支援する事業を計画している。

また、環境交付金を活用した「箱わな」を購入して被害多発地帯に設置する。

更に、新たに猟銃免許を取得した場合、講習会の受講料・受験手数料の助成を行い、有資格者の確保を図っていききたい。